

財政健全化判断比率等

## **令和4年度藤岡市財政健全化判断比率等の審査意見書**

### **第1 審査の対象**

#### **1 健全化判断比率及び資金不足比率**

令和4年度 実質赤字比率

令和4年度 連結実質赤字比率

令和4年度 実質公債費比率

令和4年度 将来負担比率

令和4年度 資金不足比率

#### **2 審査に付された比率の算定基礎となる事項を記載した書類**

### **第2 審査の期間**

令和5年8月4日から同年8月10日まで

### **第3 審査の方法**

健全化判断比率等の審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令の定めるところに従って適正に作成されているかを確認し、比率の対象となる会計の赤字、公債費及び将来負担の状況を適正に表示しているか、また連結して審査の対象となる会計間において計数の不具合がないかについて、関係諸帳簿との照合を行うとともに必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

### **第4 審査の結果**

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成処理されており、計数的にも関係諸帳簿を照合した結果、正確であると認められた。

審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

審査の対象となる比率の意見及び概要は次のとおりである。

### **第5 審査意見**

令和4年度決算に基づく本市の財政健全化判断比率等について審査したところ、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額とも黒字のため、算定されなかった。また実質公債費比率は6.1%、将来負担比率は充当可能財源が将来負担額を上回ったため算定されず、地方公共団体の財政健全化に関する法律に定める早期健全化基準及び経営健全化基準をいずれも下回った。全ての会計で資金不足額はなく、資金不足比率も算定されなかった。健全な財政運営がなされていると判断できる。

## 第6 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で、健全化判断比率と公営企業会計における資金不足比率の公表が義務付けられた。

これらの比率には、基準値が設けられ、一般会計等では、指標が基準値を超えた場合には財政健全化計画若しくは財政再生計画を、公営企業会計では、資金不足比率が基準値を超えた場合には経営健全化計画を定めなければならない。

### 1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つからなっており、それぞれの比率の状況は次のとおりである。

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の一般会計等（一般会計及び学校給食センター事業特別会計が対象）には赤字の会計はなく、当該比率には該当しなかった。本市における早期健全化基準は12.71%、財政再生基準は20.00%となっている。

実質赤字比率の状況 (単位:千円・%)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質赤字額(a+b+c=A)	-	-	-
繰上充用額(a)	-	-	-
支払繰延額(b)	-	-	-
事業繰越額(c)	-	-	-
標準財政規模B	15,932,554	16,179,300	15,613,788
(A/B×100)	0	0	0
実質赤字比率	-	-	-
早期健全化基準	12.71	12.70	12.73
財政再生基準	20.00	20.00	20.00

(参考) 算式

$$\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公立病院や水道事業、下水道事業などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の連結実質赤字比率に係る会計（三波川財産区特別会計を除く全会計が対象）は、全ての会計で赤字ではなく、当該比率には該当しなかった。本市における早期健全化基準は17.71%、財政再生基準は30.00%となっている。

連 結 実 質 赤 字 比 率 の 状 況 (単位:千円・%)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結実質赤字額A (a+b)-(c+d)	△ 3,466,290	△ 3,960,182	△ 2,947,563
実質赤字額の合計額(a)	0	0	0
資金不足額の合計額(b)	0	0	0
実質黒字額の合計額(c)	1,137,359	1,598,055	399,490
資金剩余合計額(d)	2,328,931	2,362,127	2,548,073
標準財政規模B	15,932,554	16,179,300	15,613,788
(A/B×100)	△ 21.7560	△ 24.4768	△ 18.8779
連結実質赤字比率	-	-	-
早期健全化基準	17.71	17.70	17.73
財政再生基準	30.00	30.00	30.00

(参考) 算式

$$\text{連結実質赤字比率 } (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字額 : a と b の合計額が c と d の合計額を超える場合の当該超える額

a : 一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

b : 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

c : 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

d : 公営企業の特別会計のうち、資金剩余額を生じた会計の資金剩余額の合計額

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。一般会計、特別会計、公営企業会計に加えて一部事務組合等を対象としている。

当該比率は6.1%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると0.9ポイント下降した。また、当該比率は直近3年分の単年度実質公債費比率の平均値となっている。

実質公債費比率の状況 (単位:千円・%)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
元利償還金(A)	2,463,843	2,392,743	2,469,743
準元利償還金(B)	1,030,626	991,163	1,062,907
特定財源(C)	248,744	294,329	290,593
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	2,415,812	2,344,933	2,322,061
標準財政規模(E)	15,932,554	16,179,300	15,613,788
① (A+B)-(C+D)	829,913	744,644	919,996
② (E)-(D)	13,516,742	13,834,367	13,291,727
単年度実質公債費比率(①/②×100)	6.13989	5.38257	6.92157
実質公債費比率(3か年平均)	6.1	7.0	8.5
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0

(参考)算式

$$\text{単年度実質公債費比率(%)} = \frac{\left[ \frac{\text{元利償還金}}{\text{標準財政規模}} + \frac{\text{準元利償還金}}{\text{標準財政規模}} \right] - \left[ \frac{\text{特定財源}}{\text{標準財政規模}} + \frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \right]}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等及び地方公社等を対象としている。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言える。

当該比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されなかった。なお、財政再生基準は定められていない。

将 来 負 担 比 率 の 状 況 (単位:千円・%)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	36,152,354	37,566,791	36,464,368
当年度末一般会計等地方債現在高 (a)	22,454,865	23,403,134	21,615,512
債務負担行為に基づく支出予定額 (b)	0	0	0
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	4,260,915	4,466,097	4,718,390
組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額(d)	6,475,435	6,761,841	7,186,985
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	2,954,693	2,935,719	2,930,432
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	6,446	0	13,049
連結実質赤字額(g)	0	0	0
組合等連結実質赤字額総額のうち一般会計等負担見込額(h)	0	0	0
充当可能財源等(i+j+k=B)	37,734,819	37,588,774	35,780,437
充当可能基金額(i)	9,624,749	8,283,446	7,143,112
特定財源見込額(j)	2,680,555	2,751,264	2,656,902
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(k)	25,429,515	26,554,064	25,980,423
標準財政規模(C)	15,932,554	16,179,300	15,613,788
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	2,415,812	2,344,933	2,322,061
(A)-(B)=(E)	△ 1,582,465	△ 21,983	683,931
(C)-(D)=(F)	13,516,742	13,834,367	13,291,727
将来負担比率((E)/(F)×100)	-	-	5.1
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

(参考)算式

$$\text{将来負担比率(%)} = \frac{\text{将来負担額} - \left( \begin{array}{c} \text{充当可能基金額} \\ + \end{array} \right. \begin{array}{c} \text{特定財源見込額} \\ + \end{array} \left. \begin{array}{c} \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left( \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \times 100$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公立病院や水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を、その公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。対象となる会計ごとに作成するものであり、一般会計等の実質赤字に相当するものとなっている。当該比率の経営健全化基準は20.0%となっている。

### (1) 法適用企業

#### ア. 水道事業会計

本会計に資金の不足はなく、当該比率には該当しなかった。

水道事業会計資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

会計	区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
水道	政令で定める資金不足額	-	-	-
	政令で定める事業規模	1,100,747	1,234,039	1,229,092
	資金不足比率	-	-	-

#### イ. 下水道事業会計

本会計に資金の不足はなく、当該比率には該当しなかった。

下水道事業会計資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

会計	区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
下水道	政令で定める資金不足額	-	-	-
	政令で定める事業規模	249,917	235,789	233,180
	資金不足比率	-	-	-

(令和2年度より法適用)

#### ウ. 国民健康保険鬼石病院事業会計

本会計に資金の不足はなく、当該比率には該当しなかった。

国民健康保険鬼石病院事業会計資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

会計	区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
鬼石病院	政令で定める資金不足額	-	-	-
	政令で定める事業規模	1,077,233	1,064,615	1,041,985
	資金不足比率	-	-	-

## (2) 法非適用企業

### ア. 特定地域生活排水処理事業特別会計

本会計に資金の不足はなく、当該比率には該当しなかった。

特定地域生活排水処理事業特別会計資金不足比率の状況 (単位: 千円・%)

会計	区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
特 定 地 域 水 理 處 理 生 活	政令で定める資金不足額	-	-	-
	政令で定める事業規模	9,776	9,764	9,727
	資金不足比率	-	-	-

(参考) 算式

$$\text{資金不足比率} (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

- ・資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ・事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。